

令和4年10月 農業委員会議事録

開催日：令和4年10月25日（火）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時58分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 4年10月25日（火）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 齋 藤 利 明
技 師 小 島 拓 也

（説明員） 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いについて

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時40分

9. 会議の内容

局	長	皆様、おはようございます。定刻前なのですが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。 本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	おはようございます。今月までクールビズで良いとのことで、日曜日まではクールビズが合っていたと思うのですが、昨日から急に寒くなりまして、浅間山でも関東で初めて初冠雪となり、急に秋がなくて冬になったかのようです。今日本当は要らないのですけれども、寒いので、ネクタイしてきました。8度ぐらいの温度差があると紅葉が進むとテレビで言うておりましたが、日曜日まで23度、4度あったのが急に15度近くに下がってしまうと、日曜日まで大汗かいていたのに昨日から寒くて寒くて、年取ってくると体温調整が非常に難しいというのを感じております。 我々の農業も、稲刈りや、収穫も大体の方が終わっているのかなと思います。早生のコシヒカリは等級がよくなく、1等がほとんどないということで、収量も少ないので、今マルシェで売る地元産のコシヒカリがないのかと騒いでいますけれども、これからコシヒカリ集めるといったって無理な話です。大手さんも注文取ってしまっているコシヒカリが足りなかったみたいで、面積はそれなりに作っても、コシヒカリは等級も収量も悪かったのかなと感じております。彩のかがやきは、今出しているものも、コシヒカリに比べれば等級はいいということですが、実際この値段ですから、1等、2等で300円ぐらいの差しかありません。肥料、油が高いので、経費ばかりかかってしまって、売るものが非常に安いというのが現状です。我々も自分で決められる値段ではないので、非常に苦労していますが、何とか乗り越えてやっていかなくてはいけないのかなと思っています。 遊休農地も皆さんにパトロール、現地調査していただきました。結

局 長

果はまだ出ていませんが、農家の方が田んぼをやめてしまう事を危惧しておりましたが、そういうところが増えて、荒れている農地が出てきているのかなと。頼まれてもこの値段だと、受けてやればその分赤字になってしまうので、なかなか受けられないのが現状でございます。あまり農業に関していい話はないのですが、我々は農地を守るという立場上、非常につらい思いをしております。

話がまとまりませんが、ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

本日は全員出席となっておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、11番の荻島職務代理、13番の小林委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万4,385平方メートルです。通作距離は0.1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め3名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万4,299平方メートルです。通作距離は車で15分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め3名です。

以上2件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員7番の高島委員、2番について推進委員5番の岡安委員よりお願いいたします。 それでは、1番について、高島委員よりお願いいたします。
7番推進委員 (高島委員)		1番の件について補足説明します。 10月21日に現地を確認しております。申請地の1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。 以上です。
議	長	ありがとうございました。 2番について、岡安委員よりお願いいたします。
5番推進委員 (岡安委員)		2番の件について補足説明いたします。 10月21日に現地を確認しております。申請地の10筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等については問題ないと判断いたします。 以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から10番について事務局から説明願いま

す。

議案書の2ページから5ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定
についての1番から10番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は令和元年に市内に本店を置き、主にイチゴ栽培及び観光農園を営む法人です。いちごタウンへの来場者は、年間3万人以上となっております。場所柄車で来園される方が多く、本年の1日の最大来場者は679人で、駐車台数は208台となり、現在の駐車場は97台分であり、満車の場合は農業技術センターの駐車場を借用して運営してきましたが、隣接地のいちごタウンとは別の法人が令和5年1月に観光農園を開園するに当たり、新たに駐車場が必要となるとの相談があり、両者の協議により、いちごタウンが現在使用している駐車場を譲り渡し、いちごタウンが新たに隣接する土地を駐車場として利用したいことからの申請です。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は令和元年に市内に本店を置き、主に農産物の生産及び加工販売を営む法人です。本年4月に加工施設が完成し、本格的な稼働が本年12月から予定している中、従業員の駐車場が必要となり、現在借り受けしている事業地内で計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

以上2件の農地区分は農用地区域ですが、農地法第5条第2項による農業施設に該当するものと考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は敷地拡張、資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成15年に春日部市に本店を置き、主に土木工事業を営む法人です。業績も順調に伸び、現在使用している資材置場が手狭となり新たに土地を探していたところ、申請地

は現在の使用している資材置場の隣接地で利便性がよいことから、計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。なお、令和4年2月15日付で資材置場として農用地区域から除かれております。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の弟夫婦の家にも車で5分の距離に位置し、お互いに困ったとき助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成24年に松伏町に本店を置き、主に中古車自動車販売業を営む法人です。年間300から400台のペースで海外に車の輸出をしております。現在使用している車両置場は狭く、車のストックができないため、新たに車両置場用地を探していたところ、申請地は本店からほど近く、アクセスがよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は農地改良です。借人は貸人から、申請地はくぼ地で降雨時には農地が冠水するため、道路面より約30センチ高く盛土して野菜を作りたいとの要請を受け、申請するものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は昭和61年に市外に本店を置き、主に建設業を営む法人です。受注も増え、現在使用している資材置場が手狭で新たに資材置場用地が必要となり土地を探していたところ、申請地は本店からも近い距離にあり、計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅で夫婦及び子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅建築を計画し土地

を探していたところ、申請地は妻の実家に車で5分の距離に位置し、お互いに困ったとき助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で夫婦及び子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家にもほど近く、車で5分の距離に位置し、子育ての支援や将来両親の介護も考え、お互いに困ったとき助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在母親が所有する住宅に2人で居住しておりますが、このたび結婚するに当たり、母親の所有する土地に戸建て住宅の建築を計画しました。申請地は実家にも近く、将来母親の介護を踏まえ、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番から3番について渋谷委員、4番について瀬尾委員、5番及び6番について山崎委員、7番について小林委員、8番について三ツ木委員、9番について吉田委員、10番について大熊委員よりお願いいたします。

それでは、1番から3番について、渋谷委員よりお願いいたします。

5 番 委 員
(渋谷委員)

1番の件について説明します。

10月13日に現地を確認しております。申請地の状況は畑、転用目的は駐車場です。道路に接する出入口部分を除いて、敷地内に溝を掘り、被害防除対策とするため、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断し

議長
1 番 委 員
(瀬尾委員)

ます。

続きまして、2番の件について説明します。同じく10月13日に現地を確認しております。申請地の状況は畑、転用目的は駐車場です。出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置して区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、3番の件についてご説明いたします。同じく10月13日に現地を確認しております。申請地の状況は畑、転用目的は資材置場です。出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置して区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

4番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

4番の件についてご説明いたします。

10月の21日に現地確認しております。申請地の現状は畑で、転用目的は住宅であります。出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックとフェンスを設置して区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議長
4 番 委 員
(山崎委員)

ありがとうございました。

5番及び6番について、山崎委員よりお願いいたします。

5番についてご説明いたします。

10月12日に現地を確認しております。申請地の現状は畑、転用目的は資材、車両置場です。道路からの出入口部分を除いて、周囲にブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、6番についてご説明いたします。10月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、一部田、一時転用の目的は農地改良です。盛土に際しては、周囲に土砂等が流れ出ないように、のり面処理と素掘り側溝を設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれ

議 長

1 3 番 委 員
(小林委員)

議 長

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

議 長

9 番 委 員
(吉田委員)

議 長

7 番 委 員
(大熊委員)

はないと判断しております。

以上、報告いたします。ご審議よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

7 番について、小林委員よりお願いいたします。

7 番の件について説明いたします。

10月21日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。周囲をブロックで囲み、土留めするから、隣地に被害を及ぼすことはない判断いたします。

以上、ご報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

8 番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

8 番の件について説明します。

10月21日に現地を確認しております。申請地の現状は畑、転用目的は住宅です。出入口を除いて周囲をブロックで囲み、土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご審議よろしくお願いします。

ありがとうございました。

9 番について、吉田委員よりお願いいたします。

9 番の件について説明いたします。

10月21日に現地を確認しております。申請の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分を除いて周囲をブロックで囲み、土留めをすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議よろしくお願いします。

ありがとうございました。

10 番について、大熊委員よりお願いいたします。

10 番の件について説明します。

10月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口部分を除いて周りにブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議よろしくお願いします。

議 長	ありがとうございました。
全 員	ただいまの説明について質疑はございませんか。
議 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
	続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての11番から20番について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。
	第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての11番から20番について説明します。
	番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
	それでは、11番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成30年から個人事業にて産業廃棄物収集運搬業を営んでおります。近年受注が増え、現在使用している資材置場が手狭で新たに資材置場が必要となり土地を探していたところ、申請地は事務所からもほど近く、アクセスがよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。
	続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家にもほど近く、将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。
	続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3

人で居住しておりますが、手狭となり家族の将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は伯母の家にもほど近く、お互い困ったとき助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地の周辺は商業施設や保育所並びに小学校が近く利便性がよいことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は学校用地の敷地拡張です。転用理由といたしまして、現在川柳小学校はレイクタウン地区に隣接し、児童数の急激な増加に伴い教室が不足する中、校庭に仮設教室を増築することで、学校教育法に基づく児童に応じた運動場の面積が確保できなくなったため、法律で定められている面積を確保するため計画したところ、土地の所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、16番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地の周辺は保育園や小学校が近く利便性がよいことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、17番の概要ですが、転用目的は診療所です。転用理由といたしまして、借人は現在川口市で接骨院を営んでおります。新たに地元である越谷市内で開院したいと思い土地を探していたところ、申請地周辺は小学校や住宅等が多いことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、18番の概要ですが、転用目的は敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は北側に隣接する土地建物を所有しており

ますが、敷地が狭いため、敷地として一体利用したいと考え計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、19番の概要ですが、転用目的は特別養護老人ホームです。転用理由といたしまして、譲受人は昭和60年に草加市に主たる事務所を置き、老人ホームの経営等を営む社会福祉法人です。この計画は、令和3年度の第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の特別養護老人ホームの公募に採択されたものです。場所の選定に当たり、近年最も開発が進み、人口が増加している越谷レイクタウン周辺には特別養護老人ホームが少ない状況であることから申請に及んだものです。

続きまして、20番の概要ですが、転用目的は車両置場です。転用理由といたしまして、借人は平成26年に市内に本店を置き、主に中古自動車販売業を営む法人です。現在使用している車両置場が手狭となり、新たに車両置場用地が必要となり土地を探していたところ、申請地は現在の置場から約1キロの距離に位置し、アクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

以上10件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、11番について宇田川委員、12番及び13番については私から説明いたします。14番から16番について田口委員、17番から20番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、11番について、宇田川委員よりお願いいたします。

8 番 委 員
(宇田川委員)

11番の件について説明します。

10月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。出入口部分を除いて、周りに鋼板の塀を設置し、

議

長

区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

12番及び13番について、私から説明いたします。

12番の件について説明いたします。10月13日に現地を確認しております。申請地の現状は畑で、転用目的は住宅です。出入口を除いて周りにブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、13番の件について説明いたします。同じく10月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口部分を除いて周りにブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、14番から16番について、田口委員よりお願いいたします。

10番委員

それでは、14番の件について説明をいたします。

(田口委員)

10月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除いてコンクリートブロックとフェンスを設置し、区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、15番の件について説明をいたします。同じく10月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は学校用地の敷地拡張です。南側と北側の出入り口部分を除いてブロックとネットフェンスを設置し、区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断をいたします。

続きまして、16番の件について説明いたします。同じく10月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。西側出入り口部分を除いてコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断をいたします。

以上、3件報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2 番 委 員
(藤井委員)

17番から20番について、藤井委員よりお願いいたします。

それでは、17番から20番までの案件についてご説明いたします。

17番の件につきましてご説明いたします。10月14日に現地を確認しております。申請地の現状は畑、転用目的は診療所です。南側出入口部分を除いて、コンクリートブロックにて周囲を囲み土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、18番の件についてご説明いたします。10月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は庭先の敷地拡張です。出入口部分を除き、コンクリートブロックにて周囲を囲み土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、19番の件についてご説明いたします。10月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は特別養護老人ホームです。出入口部分を除き、コンクリートブロック、擁壁にて周囲を囲み土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、20番の件についてご説明いたします。10月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。出入口部分を除き、コンクリートブロックにて周囲を囲み土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、4件ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の7ページを御覧ください。 第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて説明します。 番号、主たる従事者名、申出者名の順に読み上げます。 生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者の死亡等により、その農地を市に買取り申出をする場合は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。 それでは、1番の内容ですが、生産緑地に指定されていた土地の所有者であった●●●●●様が令和4年1月18日に亡くなったため、申出人からこの生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●●●様であったことの証明を求め、申請があったものです。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。
13番推進委員 (原田委員)		1番の件につきましてご報告いたします。 主たる従事者は、令和4年1月18日に亡くなりましたが、生前、生産緑地の認定を受けていた当該申請地の主たる従事者であったことをご報告いたします。 また、去る10月21日に現地を確認したところ、当該買取り申出地の畑4筆はきれいに管理されておりましたので、併せてご報告いたします。 以上でございます。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議

長

ます。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行することに決定いたします。

次は、報告でございます。

事務局から説明願います。

統括主幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の8ページ及び9ページです。第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の10ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の11ページ及び12ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、10件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の13ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回3件の届出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、11月25日、金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

（閉会時刻：午前 10 時 40 分）

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和4年10月25日

議 長

署名委員

署名委員